

おくやみハンドブック

(死亡届に伴う手続きのご案内)

このたびのご親族様のご不幸を謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族様におかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、さまざまな申請や届出、手続きが生じてくるかと存じます。

それらのうち、市役所内外で必要となるおもな手続きについてこのハンドブックでご案内しております。

市役所でのお手続きについては、必要なものをご確認の上、担当窓口へお越しください。なお、ご不明な点等がございましたら事前に各担当課へお問い合わせください。

スマートフォンやパソコンから簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが分かるオンラインサービス「かめおかくらしのナビ」は

こちらから→



目次

- 1 市役所で行う手続き・・・・・・・・・・1～8ページ
- 2 市役所以外で行う手続き・・・・・・・・・・9～11ページ
- (付録1) 主な手続きの期限・・・・・・・・・・12ページ
- (付録2) 市役所フロアマップ・・・・・・・・・・13～15ページ
- (付録3) 市役所で発行する証明書について・・・・16ページ
- (付録4) 郵送請求書／委任状・・・・・・・・・・17～19ページ



《令和6年4月改定》

1 市役所内での手続き

市民課(庁舎1階:窓口番号②④)

受付係☎0771-25-5019 国民年金係☎0771-25-5020

要	済	手続き内容	対象者	必要なもの	期限	担当係
☐	☐	世帯主の変更届	世帯主が亡くなられて、 残る世帯員が複数いる 場合	・印鑑 ・本人確認書類(来庁される方) ・別世帯の方は委任状が必要	14日以内	受付係
☐	☐	印鑑登録証の返却	亡くなられた方が左記 のカードをお持ちの場合	・印鑑登録証またはさくらカード	速やかに	受付係
☐	☐	未支給年金請求	障害・遺族基礎年金及び 寡婦年金受給者	・来庁者の本人確認できるもの ・死亡者の年金番号わかるもの ※委任状が必要になる場合があります。 詳しくは、担当係に問合せください。 ※市役所で手続きできない場合があります。	速やかに	国民年金係
☐	☐	遺族基礎年金請求	死亡当時生計を同じく していた「子のある配偶 者」または「子」がいる方 ※子とは18歳到達年度 の末日を経過していな い子または、20歳未満 で障害年金の障害等級 1級または2級の障が いの状態にある子で す。	・来庁者の本人確認できるもの ・死亡者の年金番号わかるもの ※支給要件があります。 ※委任状が必要になる場合があります。 詳しくは、担当係に問合せください。 ※市役所で手続きできない場合があります。	速やかに	国民年金係
☐	☐	寡婦年金請求	10年以上継続して婚姻 関係(事実婚含む)に あった65歳未満の妻が いる方	・来庁者の本人確認できるもの ・死亡者・請求者の年金番号わかるもの ※支給要件があります。 ※委任状が必要になる場合があります。 詳しくは、担当係に問合せください。 ※市役所で手続きできない場合があります。	速やかに	国民年金係
☐	☐	死亡一時金請求	死亡当時生計を同じく していた遺族がいる方 1 配偶者 2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 兄弟姉妹 (優先順位の高い方が 請求者です。)	・来庁者の本人確認できるもの ・死亡者の年金番号わかるもの ※支給要件があります。 ※委任状が必要になる場合があります。 詳しくは、担当係に問合せください。 ※市役所で手続きできない場合があります。	死亡日の 翌日から2 年以内	国民年金係

※ マイナンバーカード・通知カードは、税や保険などの手続きで使用する場合がありますので
そのまま保管していただき、返却する必要はありません。

高齢福祉課(庁舎1階:窓口番号②③)

高齢者支援係☎0771-25-5032 介護保険係☎0771-25-5182

要	済	手続き内容	対象者	必要なもの	期限	担当係
☐	☐	緊急通報装置の廃止	緊急通報装置設置事業の利用者が亡くなった場合	—	速やかに	高齢者支援係
☐	☐	介護保険	介護保険の被保険者が亡くなった場合	・被保険者証等(返却) ・相続人の振込口座の通帳	14日以内	介護保険係

保険医療課(庁舎1階:窓口番号⑥⑦)

国保料係・国保給付係☎0771-25-5025 高齢者医療係☎0771-25-5026

要	済	手続き内容	対象者	必要なもの	期限	担当係
☐	☐	国民健康保険	国民健康保険の被保険者が亡くなった場合	・被保険者証(返却) ・70歳以上の方は、高齢受給者証(返却) (葬祭費の申請) ・喪主の印鑑、葬儀領収書または会葬礼状、葬祭費の振込先通帳	14日以内	国保料係 国保給付係
			世帯主が亡くなり、世帯員が国民健康保険に加入している場合	・加入者全員分の被保険者証(差替) ・70歳以上の方は、高齢受給者証(差替) <口座振替の場合> ・キャッシュカードまたは通帳・届出印(ただし指定金融機関に限る)	14日以内	国保料係
☐	☐	後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなった場合	・被保険者証(返却) (葬祭費の申請) ・喪主の印鑑、葬儀領収書または会葬礼状、葬祭費の振込先通帳 (相続人の届出) ・相続人の印鑑、相続人の振込口座の通帳	14日以内	高齢者医療係
☐	☐	福祉医療 (重度心身障害老人健康管理事業、老人医療助成制度)	受給者が亡くなった場合	・医療受給者証(返却)	速やかに	高齢者医療係

環境政策課(庁舎1階:窓口番号⑧)

環境政策係 ☎0771-25-5023

要	済	手続き内容	対象者	必要なもの	期限	担当係
□	□	犬の住所・所有者変更届	犬の所有者が亡くなられて、亀岡市内で犬の住所・所有者が変更になる場合	特になし 犬の住所・所有者が亀岡市外へ変更となる場合は変更先の役所等へ	速やかに	環境政策係

資源循環推進課(庁舎1階:窓口番号⑨)

資源循環推進係 ☎0771-24-9600

要	済	手続き内容	対象者	必要なもの	期限	担当係
□	□	くみとり 名義変更 送付先変更 口座名義変更	くみとり登録者(口座名義人)が亡くなられた場合	(口座名義の変更) 預金通帳 通帳の届出印	速やかに	資源循環推進係
□	□	遺品整理などで出る多量ごみの処分	遺品整理などで出る多量ごみを処分される方	分別して、ごみ処理施設に直接持ち込まれる場合は、処理手数料(指定ごみ袋に入っている場合は不要) 粗大ごみ処分には、事前に料金シールの購入が必要です。 ※『亀岡市のごみの分け方・出し方』パンフレットに基づき処分してください。 パンフレットは1階9番窓口にあります。 詳しくは、☎55-5305に問合せください。	随時	資源循環推進係

税務課(庁舎1階:窓口番号⑩⑪⑫)

諸 税 係 ☎0771-25-5011 市民税係 ☎0771-25-5012
固定資産税係 ☎0771-25-5013 収 納 係 ☎0771-25-5014

要	済	手続き内容	対象者	必要なもの	期限	担当係
□	□	125cc以下のバイク・小型特殊車両の名義変更(廃車)	所有者が亡くなられた場合	印鑑 ナンバープレート(廃車の場合)	速やかに	諸税係
□	□	代表承継人の届出	詳しくは、担当係に問合せください。	印鑑	速やかに	市民税係
			固定資産税の納税義務者が亡くなられた場合	印鑑	速やかに	固定資産税係
□	□	市税の口座振替の変更	口座名義人が亡くなられた場合	(口座振替を希望される方) 預金通帳・キャッシュカード、通帳の届出印	速やかに	収納係

障がい福祉課(庁舎1階:窓口番号⑮)

障がい者福祉係 ☎0771-25-5031

要	済	手続き内容	対象者	必要なもの	期限	担当係
☐	☐	特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 資格喪失届 未支払手当 請求書の提出	手当受給者が亡くなられた場合 (国民年金法の未支払年金の規定に準ずる)	相続人の ・印鑑 ・本人確認書類 ・未支払手当の振込先通帳	速やかに	障がい者福祉係
☐	☐	特別児童扶養手当 (資格喪失届の提出等)	受給者、配偶者、又は扶養義務者が亡くなられた場合 対象児童が亡くなられた場合	・印鑑 ・特別児童扶養手当証書 配偶者、扶養義務者が亡くなられた場合は窓口でその旨お伝えください(書類等の記載は不要です)	速やかに	障がい者福祉係
☐	☐	障害者扶養共済制度 (給付金請求書の提出等)	障害者扶養共済制度の加入者・障がい者・給付金管理者が亡くなられた場合	・印鑑 ・その他必要書類 ※亡くなられた方が加入者、障がい者、給付金管理者それぞれで、必要書類が異なるため、お問い合わせください。	速やかに	障がい者福祉係
☐	☐	福祉医療 (重度心身障害者医療)	福祉医療受給者が亡くなられた場合	・印鑑 ・福祉医療受給者証	速やかに	障がい者福祉係
☐	☐	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の返還	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者	・印鑑 ・左記いずれかの手帳 ※確定申告などで必要になる場合がありますので、事前にコピーをとっておかれることをおすすめします。	速やかに	障がい者福祉係
☐	☐	自立支援医療受給者証の返還	自立支援医療受給者が亡くなられた場合	・印鑑 ・自立支援医療受給者証	速やかに	障がい者福祉係

地域福祉課(庁舎1階:窓口番号⑱)

地域福祉係 ☎0771-25-5029

要	済	手続き内容	対象者	必要なもの	期限	担当係
☐	☐	戦傷病者手帳	戦傷病者手帳所持者が亡くなられた場合	・「戦傷病者手帳記載事項変更届」または「戦傷病者手帳及びJR乗車券引換証返還届」・・・窓口にて配布 ・戦傷病者手帳 ・JR乗車券類引換証(受け取っている方のみ)	速やかに	地域福祉係
☐	☐	交通遺児奨学金	乳幼児・小学生・中学生・高校生等を養育している親等が交通事故により亡くなられた場合	交通遺児奨学金等支給申請書(申請書は窓口にて配布し、添付資料について別途御案内します)	速やかに	地域福祉係
			受給者が亡くなられた場合	交通遺児奨学金等受給変更届(変更届は窓口にて配布し、添付資料について別途御案内します)		
☐	☐	交通遺児激励金	義務教育終了前の者、高等学校に在学中の者を養育している親等が人身事故により亡くなられた場合	交通遺児激励金支給申請書(申請書は窓口にて配布し、添付資料について御案内します)	親等が亡くなられた日から1年以内	地域福祉係



大切な方を亡くされたあなたへ

ひとりで悩まないでください
お話をしたくなったら
相談できる窓口があります



◇◇ 亀岡市 ◇◇

福祉なんでも相談窓口
(亀岡市地域福祉課)
健康増進課

(0771) 25-5029
(0771) 25-5004

◇◇ 京都府 ◇◇

京都府南丹保健所
こころの健康相談電話
よりそいホットライン

(0771) 62-0361
(075) 645-5155
(0120) 279-338

建築住宅課(庁舎2階)

住宅係☎0771-25-5048・空家対策係☎0771-56-8520

要	済	手続き内容	対象者	必要なもの	期限	担当係
□	□	市営住宅	市営住宅等入居名義人 死亡により同居人が新 たな名義人になる場合 ※名義人になれる同居 人には要件があります。	申請書、入居名義人の死亡が確認できる書 類、住民票(継続使用者全員分)、請書、課 税証明書(16歳以上で継続使用予定者全 員分)、亡くなった名義人との続柄が確認 できる書類 ※各届出様式は、窓口で配布します	速やかに	住宅係
			市営住宅等入居の名義 人でない同居人が亡く なった場合	同居者変更届出書、変更内容を証明する住 民票等 ※各届出様式は、窓口で配布します		
			市営住宅等入居名義人 の死亡により市営住宅 等を退去する場合	住宅明渡届、敷金還付請求書(敷金がある 方のみ)、市税等口座振替納付依頼書【廃止 届書】(口座振替で住宅使用料等を納付さ れている方のみ、利用金融機関に提出)、入 居名義人の除籍謄本、住宅の鍵(退去確認 後)、水道等の利用停止手続き(各事業者に 対して行ってください。) ※各届出様式は、窓口で配布します		
□	□	空き家・空き地バン ク	空き家・空き地を所有す る(相続する)人で、売 却・賃貸を希望される人	申込書・物件情報カード 登記事項証明書 等	随時	空家対策係

農業委員会事務局(庁舎3階)

☎0771-25-5059

要	済	手続き内容	対象者	必要なもの	期限	担当係
□	□	農地の相続	農地所有者が亡くなら れた場合	・届出書(指定用紙あり) ・登記事項証明書(全部事項証明)または登 記完了証(電子申請)※コピー可	相続登記 完了後 速やかに	—

農林振興課(庁舎3階)

森林・鳥獣対策係☎0771-25-5094

要	済	手続き内容	対象者	必要なもの	期限	担当係
□	□	森林の相続	森林所有者が亡くなら れた場合	・申請書類 ・位置図 ・登記事項証明書 等	所有者と なった日 から90日 以内	森林・鳥獣 対策係

社会教育課(庁舎4階)

児童クラブ事業推進係 ☎0771-25-5199

要	済	手続き内容	対象者	必要なもの	期限	担当係
□	□	保護者・世帯構成員の変更	児童が亀岡児童クラブに入会中の方	—(入会中の児童会でも手続き可能です。)	速やかに	児童クラブ事業推進係

亀岡市上下水道お客様センター(上下水道部庁舎2階:安町釜ヶ前20番地)

☎0771-25-6702

要	済	手続き内容	対象者	必要なもの	期限	担当係
□	□	・水道・下水道の閉栓 ・名義変更 ・送付先変更 ・口座名義変更	水道・下水道の名義人(口座名義人)が亡くなった場合	・閉栓、名義変更、送付先変更(インターネット手続き可能) ・口座名義変更 通帳、金融機関届出印、キャッシュカード(一部取扱不可の金融機関、カード有)	速やかに	—

図書館(中央館:内丸町26番地)

☎0771-24-4710

要	済	手続き内容	対象者	必要なもの	期限	担当係
□	□	図書館カードの返却	カードをお持ちの方が亡くなった場合	図書館カード	速やかに	—

保育課(保健センター:安町釜ヶ前82番地)

保育幼稚園係 ☎0771-25-5028

要	済	手続き内容	対象者	必要なもの	期限	担当係
□	□	保護者・世帯構成員の変更	児童が保育所(園)・認定こども園・幼稚園に入所(園)中の方	事前にお問い合わせください	速やかに	保育幼稚園係

子育て支援課(保健センター:安町釜ヶ前82番地)

こども給付係 ☎0771-25-5027

要	済	手続き内容	対象者	必要なもの	期限	担当係
□	□	児童手当	児童手当の受給者が亡くなられた場合	受給対象児童の ・印鑑 ・通帳 新たに児童の養育・監護することとなる方(親・養育者)の ・印鑑 ・通帳 ・健康保険証 ・マイナンバーが確認できるもの その他書類が必要となる場合があります。 事前にお問い合わせください。	15日以内	こども給付係
			児童手当の受給対象児童が亡くなられた場合	・印鑑	15日以内	こども給付係
□	□	こども医療費受給資格喪失	こども医療の受給者が亡くなられた場合	・印鑑 ・こども医療の受給者証	速やかに	こども給付係
□	□	福祉医療 (ひとり親家庭医療)	福祉医療の受給者が亡くなられた場合	・印鑑 ・福祉医療の受給者証	速やかに	こども給付係
			配偶者等が亡くなられたことにより、ひとり親家庭の要件に該当することとなった場合	・印鑑 ・健康保険証 その他戸籍謄本、所得が確認できる書類などが必要となる場合があります。事前にお問い合わせください。	速やかに	こども給付係
□	□	児童扶養手当	児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合	・印鑑 ・児童扶養手当証書 ・受給対象児童の通帳	速やかに	こども給付係
			児童扶養手当の受給対象児童が亡くなられた場合	・印鑑 ・児童扶養手当証書	速やかに	こども給付係
			児童扶養手当受給者の扶養義務者が亡くなられた場合	・印鑑	速やかに	こども給付係
			配偶者等が亡くなられたことにより、ひとり親家庭の要件に該当することとなった場合	・印鑑 ・戸籍謄本 ・マイナンバーが確認できるもの ・年金手帳 ・通帳 その他状況により上記以外の書類が必要となる場合があります。事前にお問い合わせください。	速やかに	こども給付係
□	□	母子家庭奨学金	受給者・支給対象児童が亡くなられた場合	・印鑑	速やかに	こども給付係

2 市役所以外での手続き

市役所以外で必要になる主な手続きです。
 手続き方法や必要なものについては場合により異なりますので、各手続き先へお問い合わせいただき、速やかにお手続きください。

*手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍謄本、住民票等)がありますので、各手続き先へお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると、手続きが進みやすくなります。
 また、戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合もありますので各手続き先へご確認ください。

対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
年金受給者	未支給年金請求	京都西年金事務所にお問い合わせください	京都西年金事務所 ☎075-323-1170 ※共済年金受給者が亡くなられたときは、京都西年金事務所では手続きできない場合があります。
死亡当時生計を同じくしていた遺族がいる方 ※支給要件があります。	遺族厚生年金請求 遺族共済年金請求	京都西年金事務所にお問い合わせください	京都西年金事務所 ☎075-323-1170 ※共済年金受給者が亡くなられたときは、京都西年金事務所では手続きできない場合があります。
農業者年金	農業者年金死亡関係届出書の提出	最寄りのJAにお問い合わせください	最寄りのJA
在留カード、特別永住者証明書の返納	在留カード、特別永住者証明書の返納	大阪出入国在留管理局 京都出張所(京都入管) にお問い合わせください	大阪出入国在留管理局京都出張所(京都入管) ☎075-752-5997
指定難病 特定医療費受給者証、自己負担上限額管理表の返納	指定難病 特定医療費受給者証、自己負担上限額管理表の返納	京都府南丹保健所にお問い合わせください	京都府南丹保健所 ☎0771-62-2979
生命保険等	死亡保険金の請求 契約者・受取人の変更等	生命保険会社にお問い合わせください	加入していた生命保険会社または代理店
預貯金口座、株式等	相続手続	各金融機関にお問い合わせください	銀行、証券会社等の各金融機関
普通自動車、125ccを超えるバイク	名義変更(廃車)	右記へお問い合わせください	京都運輸支局(ヘルプデスク) ☎050-5540-2061

対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
三輪・四輪の軽自動車	名義変更(廃車)	右記へお問い合わせください	軽自動車検査協会 ☎050-3816-1844
国税関係	相続税手続 所得税・消費税申告手続等	右記へお問い合わせください	園部税務署☎0771-62-0340
不動産登記関係	所有権の移転登記等	右記へお問い合わせください	京都地方法務局園部支局 ☎0771-62-0380
	※ 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。 ・相続により不動産を取得した相続人は、相続の開始または取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられました。 ・上記の日より前に相続した場合であっても、相続登記をしていない場合には、相続登記の義務化の対象となっています。 詳しくは、京都地方法務局園部支局にお問い合わせください。 なお、亡くなられた方が所有している(または相続権のある)固定資産(土地・家屋)の亀岡市内の全資産を確認されたい場合、市役所税務課固定資産税係で名寄帳(1名義300円)を請求いただくことにより、確認することができます。(その際、所有者が亡くなられていること、相続人であること等の確認書類が必要になる場合があります。)		
法定相続情報証明制度	相続人が法務局に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認したうえで、法定相続人が誰であるのかを登記官が無料で証明する制度です。この制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続きで戸籍書類一式の提出の省略が可能となります。		京都地方法務局園部支局 ☎0771-62-0380
相続関係	遺言書(検認・開封等) 相続放棄の申立	右記へお問い合わせください	京都家庭裁判所園部支部 ☎0771-62-0840 ※相続放棄の申立については、相続を知った日から3ヶ月以内
固定・携帯電話	承継・解約	各契約会社へお問い合わせください	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	各契約会社へお問い合わせください	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	右記へお問い合わせください	NHKふれあいセンター ☎0120-151515
ガス料金	名義変更・使用中止	各契約会社へお問い合わせください	各契約会社
電気料金	契約終了・名義変更	各契約会社へお問い合わせください	各契約会社
運転免許証	返納手続	右記へお問い合わせください	京都府警察本部 運転免許試験課免許係 ☎075-631-5181 亀岡警察署 ☎0771-24-0110

対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
パスポート	返納手続	右記へお問い合わせください	京都府旅券事務所 ☎075-352-6655 南丹広域振興局亀岡総合庁舎 ☎0771-22-8804
クレジットカード	解約手続	各カード発行会社へお問い合わせください	各カード会社
(軍人本人) 増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、普通恩給 (遺族) 公務扶助料、特例扶助料、増加非公死扶助料、傷病者遺族特別年金、普通扶助料	受給者が亡くなった場合	右記へお問い合わせください	総務省政策統括官(恩給担当) 恩給相談室 ☎03-5273-1400
(軍属・準軍属等本人) 障害年金 (遺族) 遺族年金、特例遺族年金、平病死遺族年金、障害者遺族特例年金	受給者が亡くなった場合	右記へお問い合わせください	厚生労働省 社会・援護局 援護・業務課 ☎03-5253-1111
戦没者等の妻に対する特別給付金 戦傷病者等の妻に対する特別給付金 戦没者の父母に対する特別給付金 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	国債の記名者が亡くなった場合	①記名国債証券変更請求書(指定償還金支払場所(申請時に希望された郵便局)で交付します。) ②国債 ③記名者の死亡を確認できる戸籍書類(記名者の除籍抄本等) ④記名者と相続人の戸籍上関係が証明できる書類 等 ⑤印鑑 (国債の償還金受取りを口座振込にしており、国債をお持ちではない場合) 証券保管証書および通帳を持って郵便局にご相談ください。	指定償還金支払場所 (申請時に希望された郵便局)

(付録1)

主な手続きの期限

死亡日	7日以内	14日以内	3ヶ月以内	4ヶ月以内	10ヶ月以内	1年以内	2年以内	3年以内	5年以内
相続開始	・ 死亡届の提出	・ 在留カード、特別永住者証明書の返納 ・ 年金受給権者死亡届の提出（厚生年金は十日） ・ 国民健康保険喪失届の提出 ・ 介護保険資格喪失届の提出 ・ 後期高齢者医療資格喪失届の提出 ・ 世帯主変更届の提出	・ 相続放棄	・ ※¹ 故人の所得税の準確定申告	・ ※² 相続税の申告、納付	・ 相続財産遺留分侵害額請求	・ 葬祭費の請求 ・ 高額療養費、高額介護サービス請求 ・ 国民年金死亡一時金請求	・ ※³ 相続登記（令和6年4月1日から義務化）	・ 寡婦年金請求 ・ 遺族年金請求 ・ 未支給年金請求

◇ 上記は、法律等で期限を定めているものについて掲出したものです。

◇ 上記以外の手続きについては、おくやみハンドブックを参考にして、該当する手続きを速やかに行ってください。

※ 1 公的年金等の収入金額が400万円以下で、その全部が源泉徴収の対象となる場合には、申告は必要ありません。

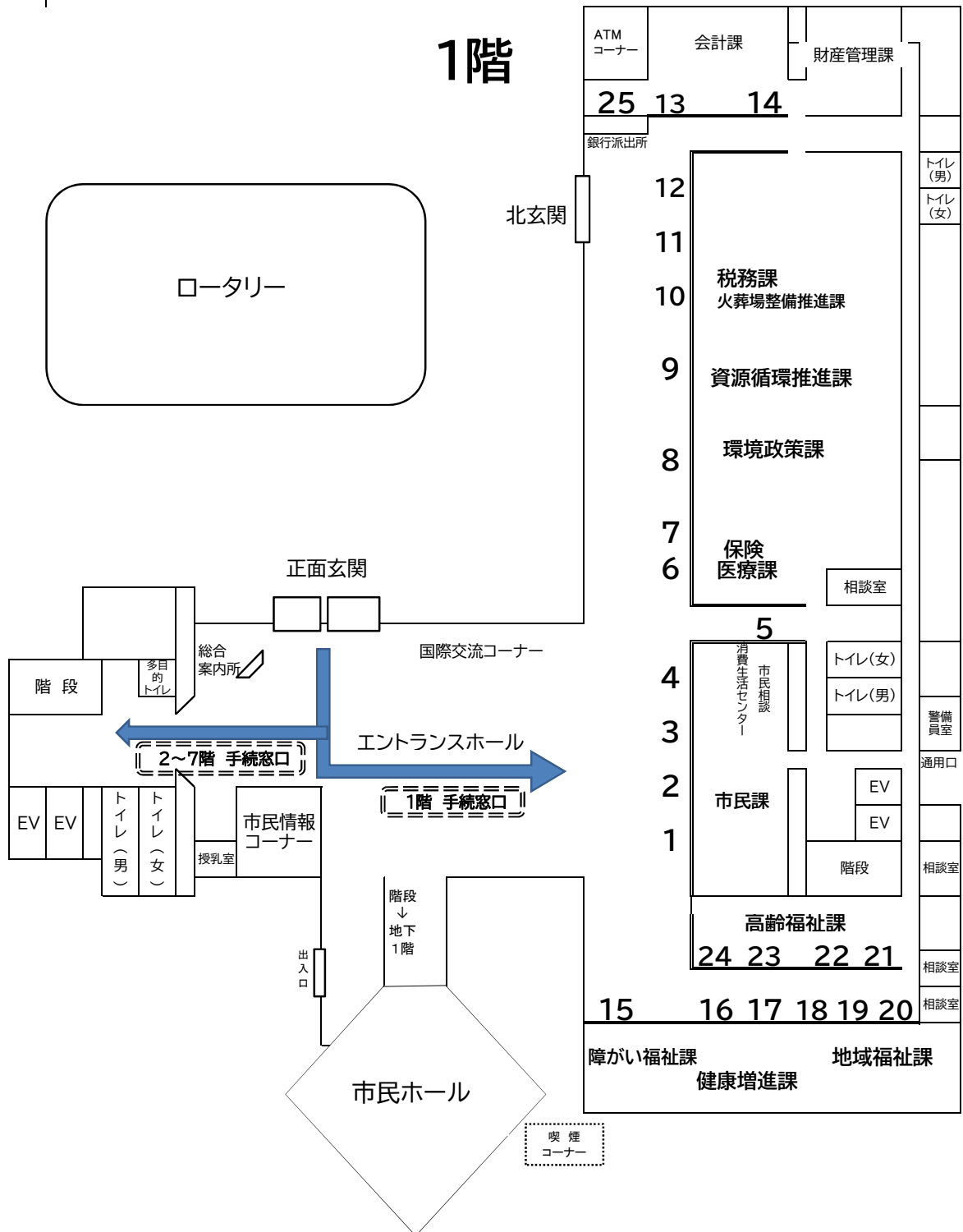
※ 2 期限後に申告すると、延滞税や無申告加算税が発生する可能性があるので注意が必要です。（基礎控除額以下の財産を取得した場合は、申告も納税も必要ありません。）

※ 3 相続したことを知った日、遺産分割協議が成立した日から3年以内に登記をしないと過料が料されることあります。

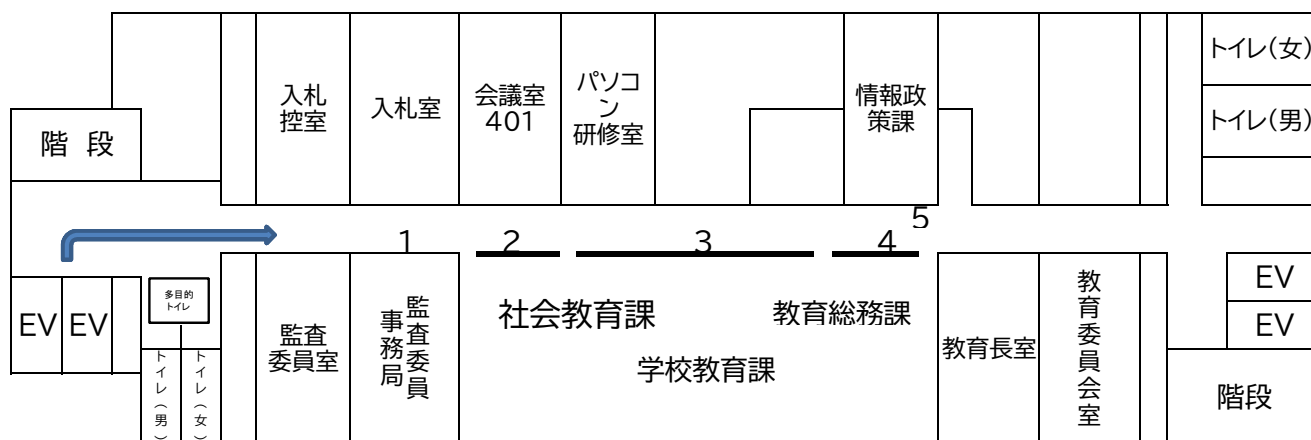
市役所フロアマップ

保健センター

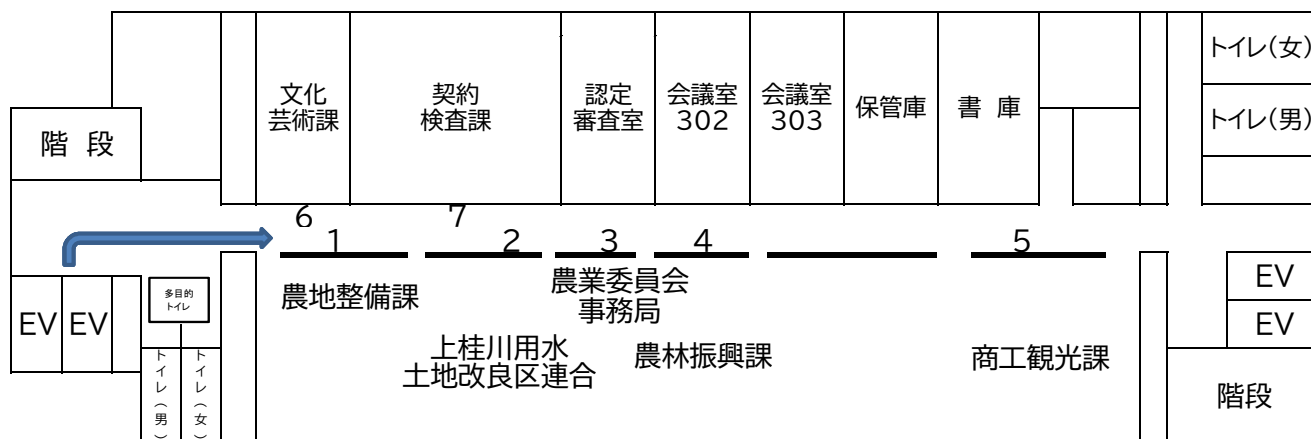
← 国道9号線(加塚交差点)



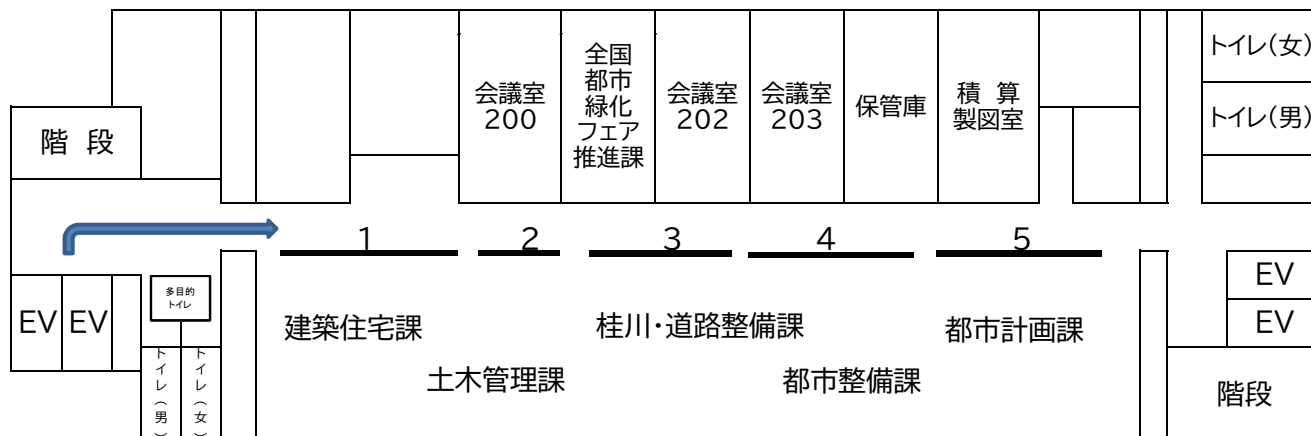
4階



3階



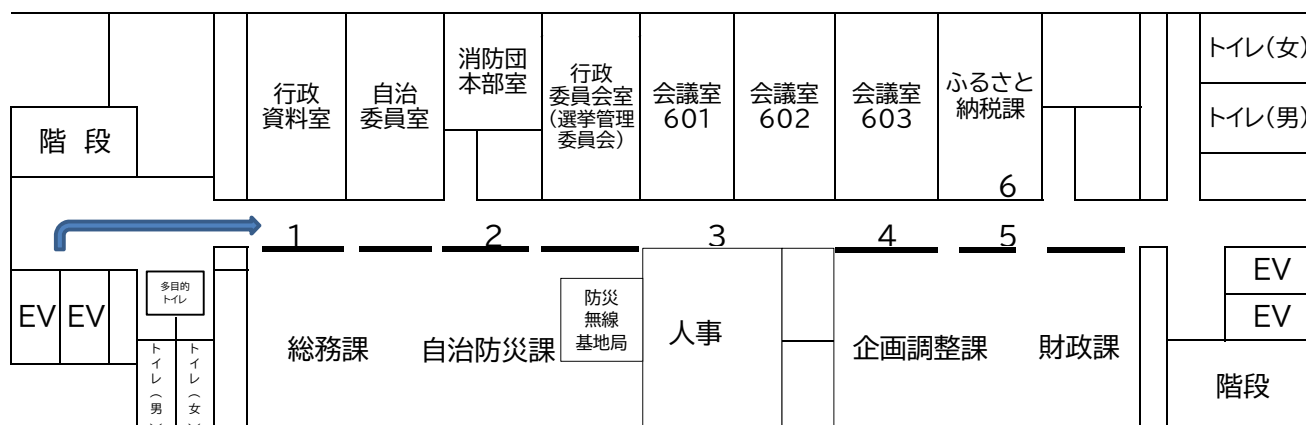
2階



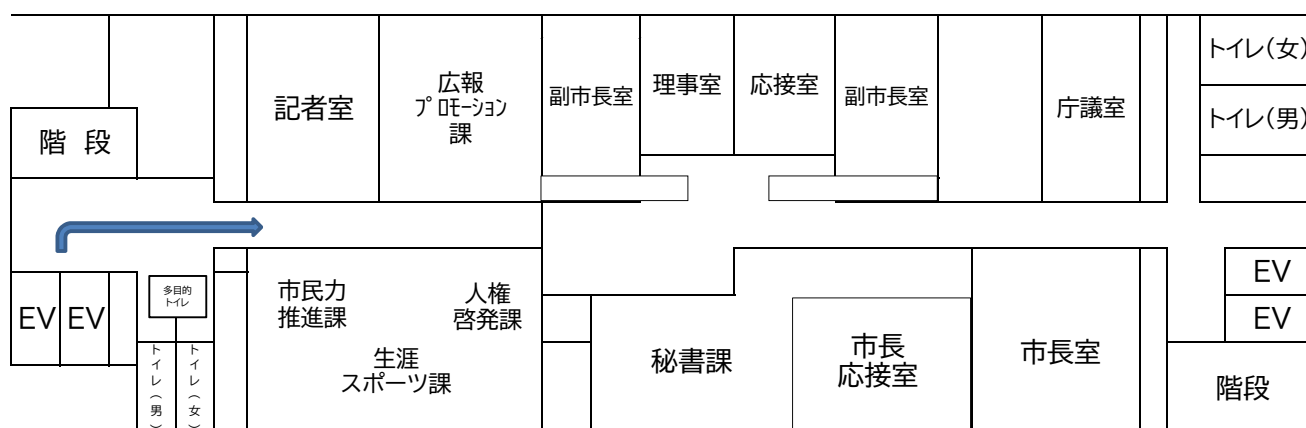
7階



6階



5階



(付録3) 市役所で発行する証明書等について

○証明書請求についてのご案内(戸籍・住民票・印鑑登録証明書)

年金や相続等のお手続きの際、戸籍や住民票、印鑑登録証明書が必要になる場合があります。窓口で証明書を請求する際には、本人確認を行います。運転免許証やマイナンバーカード(個人番号カード)、健康保険証等の本人確認書類をお持ちください。請求方法や必要書類は自治体によって異なる場合があります。事前に請求先の役所にご確認ください。

◎戸籍(戸籍、除籍、改製原戸籍、戸籍の附票等)

死亡届の内容が戸籍に反映するまでには日数を要します。詳しくは本籍地の役所にお問い合わせください。

請求先	本籍地の役所
請求できる方	・本人 ・同じ戸籍に載っている方 ・直系血族(子・孫・親・祖父母等)〈関係のわかる戸籍が必要です。〉 ※上記以外の場合は委任状が必要です。委任状の様式は(付録4:P19)をご利用ください。 ※相続人として、亡くなられた後の手続きのために戸籍を請求される方は相続人であることが確認できる資料(戸籍・遺言書等)が必要です。 - 詳しくは請求先の役所にご確認ください。

※戸籍証明書の広域交付

令和6年3月1日から、本籍地以外の市町村でも一部の戸籍証明書の請求が可能となりました。

請求できる証明書	・戸籍謄本 ・除籍謄本 ・改製原戸籍
請求できる方	・本人 ・直系血族(子・孫・親・祖父母等) ・配偶者(夫、妻) ※亡くなられた配偶者の婚姻前の戸籍証明書を生存配偶者が請求する場合は本籍地のみ請求可能です。
請求に必要な本人確認書類	公的機関発行の顔写真付き本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

◎住民票(住民票、住民票の除票等)

住所地以外で死亡届を出された場合は、住民票に死亡届の内容が反映されるまでに日数を要します。

請求先	住所地の役所
請求できる方	・本人 ・同一世帯の方 ※上記以外の場合は委任状が必要です。委任状の様式は(付録4:P19)をご利用ください。 ※相続人として、亡くなられた後の手続きのために住民票を請求される方は相続人であることが確認できる資料(戸籍・遺言書等)が必要です。 - 詳しくは請求先の役所にご確認ください。

◎印鑑登録証明書

亀岡市での印鑑登録証明書発行には、「印鑑登録証」が必要です。必ずお持ちください。また、亡くなられた方の印鑑登録は廃止になっているため、証明書は発行できません。

請求先	住所地の役所
-----	--------

*戸籍・住民票は郵便でも請求できます。

「戸籍謄抄本・各種証明書の郵送請求書」(付録4:P17)をご利用ください。

戸籍謄抄本・各種証明書の郵送請求書

(あて先) _____ 市区町村長 _____ 年 _____ 月 _____ 日

次の証明が必要ですので、交付願います。

1. 必要な人 (どなたの証明が必要ですか?)

氏 名		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
本 籍			
筆 頭 者			

2. 必要とする証明 (何が必要ですか?)

戸 籍 450円	全部事項証明 (謄本)	通	除籍謄本 750円	通	戸籍附票(全部・一部) 300円	通
	個人事項証明 (抄本)	通	原戸籍謄本 750円	通	(身分・独身)証明書 300円	通

※手数料は市区町村により異なる場合があります。詳しくは申請先の市区町村におたずねください。

3-1. 使用目的 (何に使われますか?)

使用目的	(例) パスポート申請、年金手続き、婚姻届提出、相続のため等
------	--------------------------------

3-2. 使用目的が「相続」として戸籍を請求される方のみご記入ください。

●戸籍の必要な方がお亡くなりになられていた場合

亡くなられた方についてどのような戸籍が必要ですか?

☐ 出生から死亡までの戸籍が.....各____通必要(※1)

☐ _____ から _____ までの戸籍が.....各____通必要(※1)

(例) 婚姻後 から 死亡 までの戸籍
出生 から 婚姻前 までの戸籍

☐ _____ と _____ の関係がわかる戸籍が.....各____通必要

(例) 亡くなられた方 と 申請者 の関係がわかる戸籍

●その他 ()

★本請求書にてご請求される2週間以内に戸籍届出をされた方はご記入ください。(※2)

令和____年____月____日に____届を____市(区・町)に提出しました。

(例) 令和2年4月1日に死亡届を亀岡市に提出しました。

※1 出生から死亡まで等の期間を定めた請求の場合、全部事項証明、原戸籍謄本などが複数通必要になることがあります。

※2 戸籍届出(出生届、死亡届、婚姻届、離婚届等)をされて2週間以内の場合は、戸籍を発行するのに日数を要することがあります。

4. 請求する人 (どなたが請求されますか?)

住所	〒□□□-□□□□ 都 道 区 市 郡 府 県		
氏名	⑩	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
必要な人との関係	☐ 本人 ☐ 親族(続柄)) ☐ その他()	電話番号 (昼間の連絡先)	() -

郵送による戸籍等の請求方法

以下の4点を揃えてご請求ください。

1. 戸籍謄抄本・各種証明書の郵送請求書

必要事項をご記入してください。

2. 手数料

支払いは定額小為替となります

※1 ゆうちょ銀行窓口で購入してください。

※2 定額小為替の表面・裏面には何も記入しないでください。

※3 発行から6ヶ月以内のものに限ります。

※4 切手や収入印紙では受け付けられません。やむをえず現金を同封される場合は現金書留扱いとしてください。なお、釣銭は定額小為替となります。

3. 請求者の本人確認書類（免許証や健康保険証など）の写し

4. 返信用封筒

(1) 切手を封筒に貼ってください。

25 gまでは84円

50 gまでは94円（複数通請求される場合など）

(2) 請求者の住所・氏名・郵便番号を明記してください。

※返送先住所は、住民票登録をしている住所となります。

※勤務先・帰省先などへは送付できませんので、ご注意ください。

《注意事項》

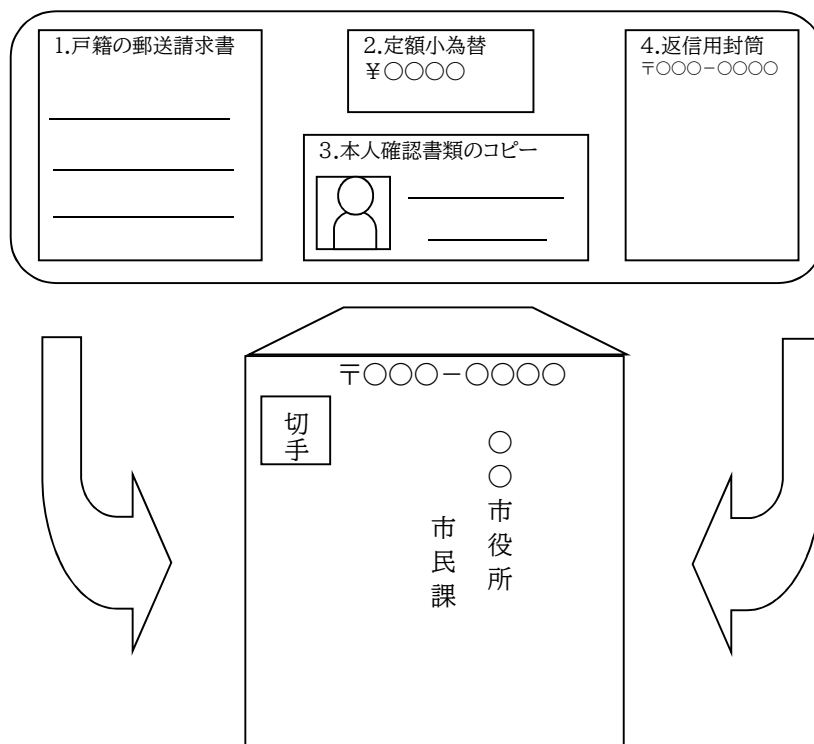
・偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。

・戸籍につきましては、本人・直系血族のみ取得ができます。

ただし、請求される戸籍に請求者と戸籍の必要者の記載がなく、関係が確認できない場合は、関係のわかる戸籍の写しを添付してください。（戸籍で確認できる場合は必要ありません。）

それ以外の方がご請求される場合は委任状が必要です。

・亀岡市では平成11年1月30日に附票を改製（コンピューター化）しており、改製以前の附票は交付できません。



委任状

私は、このたびの申請に関し、下記のとおり委任します。

年 月 日

委任をする事項	☐ 戸籍の請求及び受領 _____ 通 (下の欄に記入される場合は、通数を空けてください)
	※相続の場合で出生から死亡まで必要な場合などは、証明内容を具体的に記入してください
	(_____ 各 _____)
	☐ 戸籍の附票の請求及び受領 _____ 通
	☐ 住民票の請求及び受領 _____ 通
	☐ 住民票記載事項証明書の請求及び受領 _____ 通
	☐ 身分証明書の請求及び受領 _____ 通
	☐ 転入の届出
	☐ 転出の届出及び転出証明書の受領
	☐ 転居の届出
☐ 世帯変更の届出	
☐ その他 (_____)	

使用目的 (証明書の交付申請をされる場合のみ記入してください。)

代理人	住 所			
	氏 名		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

本人	住 所			
	氏 名		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	本 籍	※戸籍・戸籍の附票・身分証明書・独身証明書を請求されるときはご記入ください。		

注意事項

- ・委任状はコピーではなく原本の提出をお願いします。・氏名は直筆で記入してください。
- ・押印をお願いします。・不正の手段により、委任状を偽造して交付を受けると罰せられます。
- *個人の権利利益を保護するために特に必要と認める場合は、亀岡市個人情報保護条例の趣旨により保有個人情報の開示請求者に本請求書を開示することがあります。